http://alce.jp/journal/ 第 16 巻（2018）pp. 63-83 ISSN：2188-9600

Studies of Language and Cultural Education SLCE 言語文化教育研究 発行・編集 言語文化教育研究学会 ALCE Association for Language and Cultural Education

特集「ナラティブの可能性」

論文

歴史の証人の語りにおける共感をよぶ力について

被爆者証言の分析を通して

田村　直子*

（ボン大学）

概要

毎年，大学院の授業で被爆者の証言ビデオのスクリプトを翻訳しているが，学生は非常に熱心に授業活動に取り組む。この学生の熱意は証言に内在する共感を呼ぶ力に起因すると思われる。本稿では被爆者を「歴史の証人」の一種と位置づけ，次の三つの側面を踏まえ，被爆者証言を証言というよりは，語りと捉える。被爆者証言とは，歴史学上は原爆投下に関する社会的・歴史的出来事について述べたものである。心理学的には，原爆の記憶を再構築し新たな自己を形成するという個々の被爆者の心的過程の結果である。社会学的には，自分の存在意義に関わる語りであり，当人の社会行動の前提となるものである。語りについて文学分析で提案されているナラティブ共感論で指摘されている特徴を被爆者証言の構成要素と翻訳過程の内部に検証したところ，被爆者証言にも証言の受け取り手の共感を呼ぶ力があることが分かった。語りの共感力には大きな可能性があるが，限界もある。語りに傾聴し，語りを深く理解し，受けとめた語りを自分の語りとして語り継ぐサイクルを促すべきだ。

Copyright © 2018 by Association for Language and Cultural Education

キーワード　国立原爆死没者追悼平和祈念館，翻訳，オーラル・ヒストリー，物語化による自己形成，存在論的な語り

1. 被爆者証言翻訳の授業現場でのなぞ ―― 参加者の動機はなぜ高いのか

ボン大学では 2014 年から大学院の日独翻訳の授業で被爆者証言ビデオ映像の字幕を日本語からドイツ語に翻訳するというプロジェクトを継続的に行っている。名付けてボン大学ヒロシマ・ナガサキ・プロジェクトである。翻訳の対象である被爆者証言ビデオは広島と長崎の国立原爆死没者追悼平和祈念館が収集，記録，保管してきたものである。翻訳するのはそのビデオの音声を書き起こしたスクリプトであるが，そのスクリプトは字幕としてビデオに埋め込まれ，最終的には国立広島・長崎原爆死没者追悼平和祈念館平和情報ネットワーク[1]で公開されるも

* *E-mail:* tamura@uni-bonn.de

1　ボン大学の翻訳した証言は 2018 年 5 月末日現在 6 本公開されている。URL: http://www.global-peace.go.jp/

のである。被爆者証言の世界化ネットワーク[2]というNGOが翻訳関連作業を一括して担当しており，国内外の高等教育機関およびボランティアの翻訳者に翻訳を依頼するという体制をとっている。

Patzschke & Tamura-Foerster（2017）ではこの翻訳プロジェクトを詳しく紹介し，プロジェクトに取り組むプロジェクト生の翻訳能力が著しく向上したことを報告した。さらにプロジェクトに強く賛同したプロジェクト卒業生が授業外でもさらなる被爆者証言の翻訳依頼を受け，完成させた例をあげ，学生たちが自分達の能力を活かした社会貢献を自分たちで実現できるようになったということをプロジェクトの副次的な成果として報告した。

その際，翻訳能力，つまり日本語読解能力とドイツ語表現能力が高くなった理由は，練習のための翻訳ではなく，本物の翻訳依頼を受けた翻訳であったこと，チーム翻訳という形態が功を奏したことをあげた。一方，副次的な成果としてあげた社会貢献と自己実現の要因としては次の3つを指摘した。第一に翻訳依頼内容が被爆者証言を日本語が分からないドイツ語話者にも紹介するという社会的貢献度の高いものであること（活動の真正性），第二に学習の成果物はインターネットを通して広く一般公開されること（活動成果の共有），第三にプロジェクトに共感してくださる機関や個人の方などと授業の内外で交流があること（活動仲間の存在）である。

しかしながら，毎年のように，プロジェクト生が授業時間外にも自主的に集まり翻訳案を練ったり，活動成果の発表会準備やポスター作りに自らの時間と才能を惜しみなく提供してくれたり，さらに一年に一回開く成果発表会にプロジェクト卒業生が職場から直接会場に駆けつけてくれるのを見ていると，理由はそれだけではないような気がしてくる。

そのなぞをとくヒントをくれたのは，イラクから来た学生の感想であった。実はボン大学ヒロシマ・ナガサキ・プロジェクトは2017年から，ボン大学大学院ドイツ語・アラビア語翻訳専攻の教員および学生と協働で，リレー翻訳を始めた。日本語関連の専攻の修士課程の学生が日本語からドイツ語に翻訳した被爆者証言を，今度はドイツ語・アラビア語翻訳専攻の学生がドイツ語からアラビア語に翻訳をするというものである。リレー翻訳第一回目の証言は広島で被爆した朝長民子氏のものであった。

朝長氏は原爆投下以前の自身の学生生活を振り返って，食糧不足に言及していた。

> 食料も不足したので学生が野草を摘みに行っていました。野草を摘んでゆでて酢味噌あえにして食べたり，運動場を耕してサツマイモを植えました。（朝長民子，1分46秒～56秒）

この部分の翻訳をした時のことについて，あるイラクの学生が「自分は幼すぎたので記憶はないが，自分が子供の時にも母親が食料を探すのにとても苦労していたという。その頃の苦労話を母が何度も語ってくれたことを思い出した」と感想を伝えてくれた。70年以上も前の朝長氏の広島での体験が，目の前にいるまだ20代のイラクの学生の中で現実味を帯びて自分の問題として蘇っている。これは一体どういうことなのだろうか。

2. 被爆者証言とは何か

ボン大学ヒロシマ・ナガサキ・プロジェクトの参加者の動機はなぜ高いのか。このなぞの答えを本稿では被爆者証言自体の内的な特徴に探る。本節ではまず，被爆者証言をする人を，歴史学でいう歴史の証人という上位概念で捉えた上で，歴史学，心理学，社会学の理論を援用しながら，歴史の証人の証言の特徴を考えていく。

2. 1. 歴史の証人とはどんな人か

被爆者証言における被爆者とは，原爆投下という

2　英語名はNetwork of Translators for the Globalization of the Testimonies of Atomic Bomb Survivorsで略称はNET-GTASである。
URL: http://www.kufs.ac.jp/blog/department/net-gtas/

歴史的出来事について，その具体的な内容や体験を証言できる人達である[3]。このような特定の歴史的出来事についての証言を歴史学では，歴史の証人[4]の証言と呼び，歴史に関する公文書，建造物，遺跡などの調査を通して歴史家が行う「主流の」歴史記述と区別されている[5]。「主流の」歴史記述では支配者階級や政治家や軍人などの権力者がその記述の対象となるが，歴史の証人は普通の歴史記述であるならば見落とされがちな人々，女性，マイノリティー，障がい者，労働者階級など一般の人々である。歴史上の特定の出来事についての，一般の人の証言であるという特徴を兼ね備えているので，被爆者証言は歴史の証人の証言の一つと位置付けられる。

歴史の証人とはドイツ語で「Zeitzeuge」というが「Zeit」は「時・時代」，「Zeuge」は「証人」で，日本語では「○○の生き証人」という形でよく用いられる。この歴史の証人という言葉はイスラエルで1961年に行われたアドルフ・アイヒマン[6]裁判にてその存在が注目を浴びた（Yablonka，2012，p. 176）。

そもそも，刑事訴訟法でいう「Zeuge（証人）」とは過去に起こった出来事について報告する人である。証人は自分で出来事を再現するわけではなく，出来事について気が付いたことを述べる。それは根本的に証人の状況把握力，判断力と記憶力に依存する。と同時に厳密に客観的に報告をする能力や，本人の信頼性や信用度などにも依る。つまり，証人が気づくことやその報告は，普通は完全に個人的なものである[7]。

それゆえ，裁判官は時に証人の証言を中断し，気づきの部分と評価や推測の部分，あるいは本人が感知したことと，他人から聞いたこととを区別しなければならない。証人が提供する情報を事実とそれ以外の部分に判断し分けるのは証人の責任ではなく，聴き手である裁判官の責任ということになる。また証言の真偽そのものも反対尋問などを通して確認されなければならない。

歴史の証人という用語は，アイヒマン裁判でのホ

3　被爆者という概念がどのように成立し，どのように定義が移り変わってきたかは直野（2015）に詳しい考察がある。

4　Henke-Bockschatz（2014，p. 17）によると，ドイツ語ではZeitzeuge，英語ではcontemporary witness，フランス語ではtémoin del'époque という。

5　ある特定の歴史的出来事の特定の分野に関する情報を人々へのインタビューを通して集め，保存し，解釈するアプローチはoral historyと呼ばれる。インタビューの対象となるのが一般人であることから，*A dictionary of social research methods*（2016）はoral historyの項で「history from below」と，Henke-Bockschatz（2014）は「民主主義的な下からの対抗言説（demokratische Gegenerzählung von unten）」（p. 17，筆者訳）と特徴づけている。

6　元ナチス政権親衛隊中佐のAdolf Eichmannである。Arendt（1986）によると，この裁判では歴史の証人が強制収容所に入れられるまでの行程や強制収容所での出来事などについて証言した（Yablonka, 2012, p. 181）。1945～1946年に行われたニュルンベルク国際軍事裁判で歴史の証人が招集されなかったのに，1961年のアイヒマン裁判では100人以上もの歴史の証人が招集された理由としてYablonka（2012）は，前者が終戦直後ドイツの戦争犯罪の主犯を裁き，戦勝国の勝利を公的な場でデモンストレーションするねらいがあったのに対して，後者は戦後16年，イスラエルが単独で行う裁判にてホロコーストの詳細を暴くというねらいがあったという（p. 181）。またアイヒマン裁判がテレビで全世界に中継されたこともあり，歴史の証人が注目を集めたと考えられる。

7　Laudon（2015）に掲載されていたライヒ最高裁判所・刑事部公撰判例集第47巻100ページから始まる部分の抜粋（RGSt 47, 100 [104 f.]）を著者が翻訳した。

ロコーストの証人[8]を指す以外にも，法廷以外の場所で1970年代以降使われ始め，急速に広まり，もはや歴史を探るテレビ番組や展示会などに欠かせない存在となった[9]。ただし，この場合の歴史の証人は，「刑事事件の目撃者のように，事件の中でも自分が関与した部分についてのみ事実関係を証言するのではなく，またテレビ番組に出演する歴史の専門家のように，歴史的な出来事を権威のある立場から解説するのでもない」という（Sabrowm, 2012, p. 14, 筆者訳）。それでは歴史の証人の証言にはどのような特徴があるのだろうか。

2．2．歴史の証人による証言の特徴

ここではまず，歴史の証人による証言の特徴として，体験の個別性，証人の主観性を取り上げる。それから，歴史の証人が証言をするためには，聴き手や読み手など証言の受け取り手の存在が欠かせないことをあげる。

2．2．1．体験の個別性

被爆者証言では被爆者の方々一人一人が，それぞれに体験したことを証言する。被爆者一人一人が別個の個人であるゆえ，各体験もその人の固有の，置き換え不可能な，他の人では代行できない体験である。このような特徴を体験の個別性と考えることにする。2．1．で述べたように刑事訴訟上の証言は，各々の証人が気づきえることやその伝え方は個人的であるという認識の上で成り立っている。歴史の証人もあくまでも自分が直接体験した範囲での出来事に関して，つまり，自分以外の出来事の参加者や状況に関しての包括的な理解を前提としないで，その記憶を語るとされる。一方，歴史記述においては，歴史の専門家が出来事の大局を見定め，鳥瞰図的な視野で歴史を記述する。それゆえ歴史の証人の証言というものは，ともすれば全体的でも，一般的でも，包括的でもないということと同義と見なされ，場合によっては「（歴史を）叙述し説明する纏まった言説と比べれば脈略を欠いた切れ切れの言葉でしかない」（杉村，2003，p. 188）と否定的に評価されることもある[10]。

このように体験の個別性は歴史的出来事の証言としては弱点とみなされることがある。ところが，まさにそのような個別性が魅力的であると主張する分野がある。臨床社会学とよばれる分野である[11]。以下に，臨床社会学におけるナラティヴ・アプローチという研究方法の重要性についての座談会（野口，鈴木，伊藤，中村，西村，2015）より議論の一部を引用する。

野口「ナラティブという言葉のもっている魅力，

8　アイヒマン裁判でのホロコーストの証人は被害者としてアイヒマンの犯罪を立証するために証言したというよりは，あまり関係のない証言，あるいは全く関係のない証言も多かったようだ。それゆえ Arendt はアイヒマン裁判を刑事訴訟上の裁判というよりは，ユダヤ人，非ユダヤ人，イスラエル人，アラブ人，つまり全世界中に教訓を与えるための場と化したとコメントしている（Arendt, 1986, p. 77）。

9　この1970年代の広がりはテープレコーダーなどの新技術の登場や，有名人ではなく普通の人々の声に耳を傾けるということへの関心の高さなどに起因すると指摘されている（Henke-Bockschatz, 2014, p. 17；Sabrow, 2012, pp. 13-14）。他方，Zwigenberg（2014, p. 145）は精神分析の分野でのトラウマという概念の認知度の向上（と補償問題の広がり）と歴史の証人への注目を結び付けている。

10　Somers and Gibson（1994）によると，歴史家の間で一般的にナラティブという概念は「社会的・歴史的な知識の表現形式・表現方法（representational form/method of presenting social and historical knowledge）」（p. 39, 筆者訳）の一つとして扱われていた。また「定量的というよりは推論的かつ非説明的で，命題に関するものでもなく，非理論的で，理論的に行われるべき社会科学の表現形式ではないという認識があった」（p. 58，筆者訳）という。

11　野口裕二は臨床社会学という分野は，社会学の中でも「臨床の現場を研究対象にし，臨床家や患者にとってすこしでも役に立つ知見を提供することを目指す」分野で「社会学の視点や概念を用いて臨床実践の可能性をすこしでも広げることに貢献すること」にその存在意義があるとする（野口，ほか，2015，p. 2）。

そこで守ろうとしているものって，やっぱり個別性なんだということですね。」

西村「今医療の現場で「ナラティブ」と言ってしていることは，そういう個別性を引き受けること，一人一人のケースと接して私たちがどんな経験したり，どんなことに悩んだり，お一人お一人の患者さんや他の医療者とのかかわりが自分にとってどんな意味をもたらしているんだろうかということをふり返ることです。（後略）」（pp. 16-17）

引用した議論に出てくるナラティブ（語り）という概念については 2．3．で詳しく検討するが，個別性こそが守られるべきもので，また現場で引き受けるべきことなのだという指摘は非常に参考になる。またそれはなにも医療現場に限られたものではないと思われる。個別性に徹することで，一人一人の被爆者個人に，今度は被爆者の証言の受け手が，受け手自身も一人の個人として関わりを築くことができる。つまり，証言する側ばかりではなく，受け手にもその個別性を引き受けるという積極的な役割が与えられるのである。

一方，歴史学の分野では歴史の証人の証言の個別性にどう向き合っているのだろうか。先に引用したように杉村（2003）は証言を「脈略を欠いた切れ切れの言葉」（p. 188）でしかないと指摘したが，その後にその弱点を補うためには「証言どうしがぶつかりあい，照らしあい，互いに切り結ぶ場面にまで考察を推し進めることが不可欠」（p. 194）と指摘している。つまり，一つの証言を見るだけではなく「証言どうし」を比較し合うべきなのだと指摘している。証言の受け取り手である歴史学者が，それぞれの証言の差異を確かめ，差異がある中にも各証言に共通する部分，すなわち各々の真実の重なり合うところを探り当てるところまで考察をすべきだというのである。Yablonka（2012）も同様の見方をしており，自分の恩師の言葉を引用して次のように述べている。

1 人の歴史の証人が語ってもそれは単なるお話にすぎないが，3 人の歴史の証人が同じような話をすれば，その内容は高い確率で事実に近づき，5 人の証人が同じような話をすれば，それは事実になる（p. 198：筆者訳）

被爆者証言は，ホロコーストの証言のように，前代未聞の歴史的出来事についての体験を証言するもので，その証左となりえるような記録や文書は著しく少ない。したがって原爆投下とその後についての多くの出来事に関しては，被爆者の証言がその具体的な詳細を理解するための唯一の手掛かりであるという側面がある。それゆえ，広島と長崎の両国立原爆死没者追悼平和祈念館をはじめ，公的，私的なさまざまな機関や団体が被爆者のビデオ証言や手記を収集，保管しているのである。膨大な数の個別な体験と向き合う，われわれ受け手の姿勢が問われているのである。

2．2．2．証人の主観性

歴史の証人の証言の主観性とは，すなわち証言者の主観の問題である。そこには少なくとも感覚と知覚の主体依存性という側面と記憶の可変性という特徴が関わっていると思われる。まずは感覚と知覚の主体依存性ということを考えてみる。特定の個人がある特定の状況で特定の出来事を感知しえることは，その主体を通してできることだけであり，当然その主体には生物的，心理的な限界がある。この主体依存性のため，主体が見たり聞いたり感じたりすることは必ずしも客観的な事実と一致するわけではない。例を一つあげよう。以下の証言の証言者である山田一美氏は長崎市昭和町，爆心地から 2.3 キロの距離で直接被爆した。引用の部分は，原爆投下後発生した熱線（閃光）を浴びた時の体験を語る部分だが，強烈な熱線に耐えていた時に持った時間感覚に言及している。

腰を下ろしたとたんにピカッと光ったんです。…だんだん，だんだん熱くなっていくんですね。熱いが半端でない，とても熱くなってきて，熱いな，熱いなこれはいけない，これは死ぬかなあと思った時，すーっと熱さが

引いていったんです。自分でも我慢したのが1分も2分も3分も我慢したような気持ち。

（山田一美，6分44秒～7分48秒）

朝長，鎌田，葉佐井，林，伴（2014）は外務省委託の核兵器使用に関する調査研究だが，その表4「爆発の時間経過（当時の広島）」（p. 16）によると，原爆投下後，閃光と熱線をもたらす火球が形成されてからエネルギーを出し尽くすまでは3秒間だった。この点に関して山田氏は以下のように語りを続け，自分の証言を訂正している。

最近いろいろ勉強してみると原爆の熱は3秒ほどのことだったらしいです。3秒の熱でしたがすごく長くすごく熱いのを我慢したような記憶です。

（山田一美，6分44秒～7分48秒）

この魔の3秒間が3分間にも感じられたという体験は確かに科学的な事実とは合致しないのであろう。しかしこれは山田氏にとっては真実である。人間が耐えうる熱量の限界を超える熱線にさらされた山田氏の体においては，その時間感覚が正常には機能しなかったのであろう。そして，筆者はまさにそのことにこそ語る価値を見出す。

ちなみに，法廷における証言でもこのような感覚や知覚の主観性が問題視されている。しかしながら，そのことはたとえば交通事故の当事者や目撃者の証言を無価値なものにはしない。Wielke（2012）は交通事故を扱う裁判において，往々にして証言同士が食い違ったり矛盾したりすることを認めているが，知覚心理学の知見を援用すれば，その多くは解決するという見解を出している。そして最後に次のように述べている。

事故にあった当事者に質問しないとしたら，だれに質問すべきだというのであろうか。我々は答えを理解する方法を心得ていなければならないだけだ。（p. 462：筆者訳）

証言者の感覚や知覚がその主体に依存しているという意味での主観性は，実は主体にとっての問題ではなく，その主観性をどう解釈するかという受け取り手の責任なのである。

2. 2. 3. 記憶の可変性

では次に，記憶の可変性という特徴について考えてみよう。証言者の主観性はよく記憶の可変性との関連において問題となるからだ。刑事事件の法廷で，自白の信憑性が問題となることが多々あるが，これは，事件の当事者の記憶が調査尋問の過程を通して変化することがあるからである[12]。そこで問題とされるような記憶の在り方をLottes（2005）は心理学の立場から「個人のものでも共同体のものでも記憶（Erinnerung）は選択され，再構築されるものである」（p. 181，筆者訳）と特徴づけている。

Lottes（2005）によると，記憶が選択されるとは，ある事柄に関してさまざまな情報（感覚や知覚を含む）が記憶として貯蔵されていたとしても，その貯蔵庫から呼び出される，つまり思い出されるのは，ほんの一部で，しかもその一部とは当該の体験を意義づけるのに重要な部分だけであると説明している[13]。「再構築される」というのは，貯蔵庫に保管されたいろいろな情報が，情報として意味をなすように，つまり，既存の概念体系や経験などを参照して

12　このような記憶は虚偽の記憶と呼ばれ，繰り返される特定イメージの暗示，聴取者の期待（思い出してほしい）への同調姿勢などに起因するとされる。（鈴木，2016，p. 124）

13　この「歴史の証人による証言と心理学」という引用論文は社会科学の研究者を読者と想定して書かれており，社会科学と心理学の橋渡しをする試みとして位置づけられるのだが，ここでLottes（2005）はErinnerungという単語を一貫して用いており，筆者はそれを記憶と訳出した。実は記憶に対応するドイツ語にはGedächtnisという単語もあり，そちらの方が短期記憶，長期記憶，宣言的記憶，手続き記憶，エピソード記憶などというときに用いられる。Lottes（2005, p. 181）もErinnerungを日常生活を送るために必要とされ，できるだけ間違いなく呼び出せることが理想とされる「pragmatische Erinnerungen（実用的な記憶）」と過去の体験や経験がなんらかの意味を成すように処理される必要がある「programmatische Erinnerungen（目標設定的な/計画的な記憶）」に区別しており，ここでは後者を考察の対象とすると述べている。

理解可能になるように処理される過程の一つであると説明している。そして，この処理の過程では再構築を通り越して構築，つまり未経験のことや想像上のことであっても記憶の一部として処理してしまう可能性を指摘している。このように記憶は可変的であると捉えられるので，不可変的であるところの事実の対極に置かれる。それゆえ，証言はその真正が疑われがちなのである。では，可変性の記憶に依存する歴史の証人の証言は，信用すべきではないのだろうか。

Lottes（2005）は記憶の選択や再構築はまったく任意に可能であるわけではないことも指摘している。一つには，記憶の選択や再構築には社会的な制限が設けられているという。被爆者の戦後史をたどりながら，被爆体験から被爆記憶への軌跡を描いた直野（2015）は，その終章で次のようにまとめている。

> 被爆者は米国による原爆投下直後に誕生したのではなく，戦後日本における戦争体験の記憶，原爆被害調査，戦争被害者援護制度，核をめぐる国際政治，国内の保革政治，原水爆禁止運動や被爆者運動など，多様な言説の中で形成され，また変容していったのである。同じように「原爆体験」や「被爆体験」も，こうした言説群によって形成され，その指示機能を変化させてきた。「原爆体験」や「被爆体験」は，必ずしも被爆者が所有するものではないのである。（p. 219）

これは，体験の何が記憶化され，何が忘却されるかという記憶の選択の問題，および体験の意味付けという処理が個人のレベルだけでできるものではなく，むしろ地域的な，あるいは国家的な言説の影響を受けながら行われてきたという記憶の再構築の問題[14]を被爆体験についてするどく指摘するものである。と同時に，被爆者の記憶の可変性を適切に理解するには，歴史的，社会的，政治的な文脈を考慮すべきであるという警告でもある。

記憶の選択や再構築はまったく任意に可能であるわけではないと考えられる理由の二つ目としてLottes（2005）は，体験や経験が忘却や再構築に対してある種の反抗を示すことが観察されることをあげている。広島に救援隊の一員として向かい入市被爆した寺沢氏は次のように語る。

> 今でもよく覚えていますが，重傷者を担架に乗せる為，二人で抱えあげますよね。足首や肩筋辺りを掴むと，火傷がひどく，あっという間に手が骨のところまで届くぐらいでした。骨の辺りまで火傷でやられ，ひどいと思いました。もう1つは「兵隊さん水，水」という叫び声です。今でも8月がくると「兵隊さん水，兵隊さん水」という悲痛な声が聞こえてくるのです。（寺沢茂，8分11秒～9分4秒）

この証言からは，火傷の負傷者を触った時の感触が，自分に助けを求める「悲痛な声」が，五感を通して回想される様子が伺われる。そしてその回想は意識的に行われるものではなく「8月がくると」勝手に生じるものなのである。直野（2015）はこのよう

14　奥田（2010）はこれを「国家の「大きな物語」という枠組みの中での記憶の抗争」（p. 序 x）と呼ぶ。一方で安藤（2011, p. 153）はスミソニアン論争でぶつかり合った日本とアメリカの「公的な物語（Public History）」，または「公的記憶（Public Memory）」を乗り越えるために「個人の物語」という考え方が提案されていることをあげている。そして，個人の物語は大きな物語の影響を受けて形成されるものであると同時に，個人の物語をもって大きな物語を乗り越える，最終的には大きな物語を変えていく可能性を示唆している。

な生々しい記憶の回帰を「トラウマ記憶」[15]（p. 176）の特徴であると指摘する。

> 原爆を生き延びた者は，日常世界に生還した後も〈地獄〉の記憶に襲われる。だから，忘却を望むのだが，記憶を制御することはできない。〈地獄〉に在った体験は，理解という行為を拒絶するからである。（直野，2015，p. 215）

Lottes（2005）のいう「目標設定的な / 計画的な記憶（programmatische Erinnerungen）」（p.181）が記憶の選択や再構築という処理過程を通して体験の意味付け（理解）を必要とするのであれば，その意味付けに失敗した体験の記憶は，記憶主体の意識の制御圏外に追い込まれてしまう。そしてそれは往々にして生き延びた被爆者の日常に突如として出現するようになる。古川（2013）はフロイトの精神分析の理論モデルを「諸々の記憶を時間的・因果的に整序し，一貫したストーリーへと統合することによって構成される自己の発生を論じたもの」（p. 54）と考え，社会学における自己物語論と比較して，共通する部分が非常に多いとしているが，一つだけ「精神分析の自己論の真に独自な点」はまさにこの「無意識という心的領域が翻訳[16]（物語化）の失敗としての抑圧によって生み出されるという点」（p. 54）であるとしている。このようにトラウマ記憶は記憶の可変性に抵抗を示し，かつ，この現象を理解する上では精神分析の観点が欠かせない[17]。

2. 3. 証言の受け取り手と語りの成立

歴史の証人の証言を特徴づけるものは何かという問いに対して，2. 2. では体験の個別性と証人の主観性をあげ，検討を加えてきた。体験の個別性に対しては，その個別性に向き合いつつも，多角的に複数の証言と比較対照することで，歴史的事実の真相に迫ることができるのではないかという指摘をあげ，証言を歴史的出来事の裏付けとして採用しようとする側の責任を指摘した。証人の主観性は，感覚と知覚の主体依存性と記憶の可変性という二つの面から考察を行った。そして証言者の感覚や知覚がその主体の生物的，心理的条件により限定を受けることをあげたが，問題視すべきはむしろ，そのような条件下で形成された記憶を，受け取り手がどう解釈すべきか，その手段を心得ていなければならないという点だと指摘した。記憶の可変性という特徴に関しては，記憶がまったく任意に変化するというわけではなく，変化する際の一定の枠組みが想定できることを指摘し，被爆者の記憶の可変性を適切に理解するには，歴史的，社会的，政治的な文脈を考慮すべきだとした。このように，いずれの特徴を考える場合にも，最終的には証言を受け取る際に，受け取る主

15　さらに直野（2015, p. 201）はトラウマ記憶を遅れた時間の中での理解不可能な体験の回帰と特徴づけ，「圧倒的な出来事を認識するのに遅れが生じてしまったり，十分に把握できなかったり，しっかり見据えることさえできなかったために，その出来事が繰り返し立ち戻ってくるとき，出来事は［象徴化されずに］そのままの形（ママ）で保存されているのである」と Caruth（1995）を引用している。

16　古川（2013）はフロイトの用いる翻訳という用語を「知覚の取捨選択ではなく，物語化の作業」（p. 54）と説明しているので，本稿で引用する Lottes（2005）のいう「記憶の再構築」（p.181）に相当すると考えられる。

17　直野（2015，第 6 章）はトラウマとしての原爆体験について一章をさいて詳細に検討しているが，原爆体験がすなわちトラウマ体験であると安易に結論付けることには，注意を促している。トラウマという言葉が社会的に認知されたのは，アメリカの心理学者であるリフトンの貢献が大きい。リフトンは被爆者やベトナム戦争帰還兵などへのインタビューを分析して後に PTSD（心的外傷後ストレス障害）と呼ばれる障害の理解とその普及に尽力した。このおかげでトラウマの認知度があがり，患者にとっては診断と治療が可能になった。しかしながらトラウマというとすぐ PTSD と連想される現状において，原爆体験をトラウマ体験であるとしてしまうと，全ての被爆者が PTSD を持つものという誤解を招く危険がある。本稿で示すように，被爆者の中にはまさに PTSD の症状を克服して証言をするに至った例がいくつもある。

体の役割が重要となることが明らかになった。

2. 3. 1. 証言の受け取り手

証言の受け取り手は，しかしながら，単に証言を受け取るための存在として捉えればいいというわけではない。Lottes（2005）は「個人の記憶の選択や再構築のためには互いに通じ合い，伝えあえる記憶の共同体が必要である」（pp. 182-183，筆者訳）と，記憶を伝え「あえる」共同体の必要性を指摘している。歴史の証人の証言は，その受け取り手があってこそ成立するのである。

Kitagawa Yukiko 氏は長崎で被爆し，その後アメリカに移住した。他の被爆者との交わりがないまま 1985 年まで過ごしていたが，あることがきっかけで他の被爆者と巡り合うことになった。その時の気持ちを以下のように綴っている。

> この団体の会員になってから，医療福祉プログラムに参加するよう勧められ，孤独と沈黙に耐えなければならなかった長い苦しみの後，ついに他の被爆者の方々と自由に被爆体験のことを分かち合うことができました。（Kitagawa, 1996, p. 80：筆者訳）

この証言からは，1985 年まで Kitagawa 氏は被爆体験をだれにも語ることができなかったこと，そしてそれは長く苦しい孤独な体験だったことが分かる。Kitagawa 氏の回想は被爆体験も共有できる相手がいないと，そもそも語ることができないということをよく表している。この例が示すように，被爆者が証言するためには，耳を傾けてくれる聴き手が必要なのである。

さらにもう一つ，被爆者が証言をするためには聴き手が必要だという精神分析の観点からの理由をあげる[18]。

> 証言は語り手と聴き手との共同作業によって，はじめて成立する…崩壊してしまった自己を再生するためには，他者とつながる必要がある。だからこそ,「証言」が重要な位置を占めてきた。なぜならそれは，他者に呼びかけるものと他者の声を聴き迎える者とが出会うこと ―― それは往々にして偶然によるが ―― によって，初めて成り立つからである。逆に，聴き手を得られなかった場合，生き残りは再びトラウマに飲み込まれてしまうことになる。（直野，2015，p. 214）

治療としての精神分析においてクライエントは，セラピストとの共同作業で自己の物語を書き換える，つまり，諸々の記憶を時間的・因果的に整序し直して，それまでとは異なる，新しい意味付けを行うことによって，新たなる自己を形成する。「トラウマ体験の証言に耳を傾けることは，たとえ訓練を受けた専門家であったとしても，苦痛を伴う」（直野，2015，p. 214）ことは想像に難くない。しかし，語り手には聴き手が必要なのである。語り手の中にすでに出来上がった物語が存在するわけではないのである。「聴き手との共同作業で」はじめて物語は成立するのである。だから，語り手が聴き手を得られない時，翻訳（物語化）できない，つまり再構築化しきれない体験は無意識の領域に押し込まれてしまう。「トラウマに飲み込まれてしまう」，つまり，トラウマ記憶に悩まされ続けるのだという。それゆえ，聴き手は物語の成立への必須条件となる。

こう考えると，今われわれが受け取ることができ

18　Zwigenberg（2014）によると，リフトンがホロコーストを生き延びた人々と被爆者の間に共通する心的特徴としてあげた 5 つの特徴の中に Formulation（形成）がある。Formulation は生き延びた人たちにとって人生の意義を見出し悲劇を乗り越えるための道として特に大切だと指摘している。そして，その道は生き延びた人たちに内在している悲劇の証人としての役割につながっているとしている。

る証言[19]とは，語り手と聴き手の共同作業の上に作り上げられたもの，聴き手に向けて，語り手が自分の原爆体験を再構築し語った結果だということになる。まさに証言者一人一人が「自分が体験した出来事を理解して自己の歴史の中に取り込む」（直野，2015，p. 206）ことができた証なのである。

サーロー節子氏は広島の爆心地から 1.8 キロメートルにある二葉の里で被爆した。サーロー氏は全身やけどで亡くなった姉とおいの遺体が虫けらのように扱われても，涙ひとつ流せなかった自分を責め続けたと証言しているが，それは PTSD の症状の一つ「心的麻痺（psychic numbing）」[20]のせいであった。下記の引用部分ではその心的麻痺が解消した瞬間のことが語られている。

> 9 月 16 日だったと思います。外からうちに帰ってくる途中，ひざまできたない水につかって，激しい雨が降って，水にはたくさん汚物が流れ，その中を歩いて帰りました。家に帰った瞬間，私は体を床に投げ出して号泣しました。あまりにもみじめな思いがして，がまんできなかったのです。その瞬間まで，うちがなくなったとか全部焼けて町がなくなったことなどを感じることはなかったです。生活が激変し，もうこれ以上がまんできないと泣き伏せました。そのみじめさを訴えたら親は同情してくれると思ったのです。しかし父にしかられました。「何を言っているんだ」と。「あなたは生きているじゃないか」と。「両親も一緒に生きているじゃないか」と。「屋根のついた家もあるじゃないか」と。「それ以上求めるのは無理だ」と。そういうしかりの言葉を父から受け，私は，はっとしました。なぐさめてくれると思ったからこそ，安ど感があったから，身を投げ出すような形で号泣したんだと思いますが，反対にしかられました。考えてみて，確かに私は生きてるんだ，という実感がその時初めてありました。それを後々思い出して，あの瞬間にリフトンさんの言った心的麻痺から私は脱出し得たんだと。本当の自分の心の反応がその時初めて，8 月 6 日以来 9 月 16 日までの間にあったのだろうと。自分ではそう分析しています。それは尊い瞬間だったと思います。私の場合は一か月後でしたが，その瞬間があって，私の精神的な回復がかなり早く出来たのだと思っています。
>
> （サーロー節子，18 分 5 秒～ 21 分 25 秒）

サーロー氏は「その瞬間」まで「うちがなくなったとか…を感じることはなかった」と回顧している。姉とおいの遺体が虫けらのように扱われた時も同様に，悲しみや怒りを感じることができなかったのである。「その瞬間」まで，全てのことがまるで薄いベールを一枚通してしか世の中を認識できないかのように，見ているはずなのに見えない，聞いているはずなのに聞こえない，感じているはずだけど「実感」がない心的麻痺状態にあったのである。そして 9 月 16 日の「その瞬間」，「本当の自分の心の反応」がようやく初めて戻ってきたのである。サーロー氏はその後，被爆者としての「自分の特殊な責任」（26 分 12 秒）を自覚することになり，世界で被爆者としての証言を重ね，2017 年の核兵器廃絶国際キャンペーン，ICAN によるノーベル平和賞受賞に大きく貢献することになる[21]。

19　奥田（2010）が指摘するように，そもそも被爆者が証言しようと思えるまでには「論理性や知性，識字といったコミュニケーション能力や身体機能，さらには時間的余裕や経済的支援といった資源を必要とする」（p. 序 xi）ことは言うまでもない。

20　極限状態に置かれたとき，心を閉ざすことによって外部の刺激から自己を守ろうとする精神の働きのことである。しかし，この生き延びるための防御手段は，その解消後「冷淡な行動をしたり，人間としての感情を失っていたことを振り返り，生存者は恥ずかしく思ったり，罪の意識を覚えたりする」（直野，2015，p. 205）という代償を払わせることになるという。

21　サイト（International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, 2018）に，授賞式でサーロー氏が行った演説が掲載されている。

2．3．2．語りとしての被爆者証言

聴き手を得て成立したところの被爆者証言は，精神分析の視点を借りると，新たな自己を形成した証と見なすことができ，それは社会学の「複数の出来事を時間的に整序し，一定のコンテクストにおいて関連付けるという物語化のプロセスと酷似している」（古川，2013，p. 58）という。では，社会学でいう自己物語論とはどういうものなのだろうか。

Somers and Gibson（1994）によると，それまでの社会学は社会行動を分析する際に社会階級（支配者階級，労働者階級等）やカテゴリー（人種，性，年齢等）などの分析概念を使用していた。しかしこれらの分析概念は，社会行動を起こす主体をその属性で記述するのみで，その行動主体自身を分析する手段に欠けていた。そこで彼らは，従来の行動社会学と自己形成に関する研究（studies of identity formation）を結び付ける新しい概念として語り（narrative）を再考し提案し直している（p. 41）。この物語としての自己アプローチ，すなわち自己物語論（narrative identity approach）によると，人は当該行動主体が所属する社会階級の利益のためや社会の規範に従うために社会的な行動を起こすのではなく，むしろ，人がある特定の行動をとるのは，「そのような行動をとらないということの方が，その人のその時，その場での存在意義に根本的に反するから」（p. 67，筆者訳）ということになる。このような個人のアイデンティティに関わる語りは存在論的な語り（ontological narratives）と呼ばれる。存在論的な語りとは我々が何者であるかを定義するもので，したがって「自分がどんな行動をとるかを考える前提条件」（p. 61）となるものである[22]。加えて，個人を取り巻き，一人以上の人が共有している文化的，社会的，あるいは組織上の語りを公的な語り（public narratives）と呼び，公的な語りと存在論的な語りは相互に影響を与える関係にあると位置付ける[23]。そして様々な存在論的な語りと公的な語りを認めることによってのみ，人間の行動理由というものは理解できると考える。自己物語論によると，「人々は自分自身が埋め込まれているところの諸関係（家族，職場，教会，組織，地域，国）や自己を形成するところの自分自身の語りに導かれて社会的な行動をとる。」（p. 67，筆者訳）

社会学における自己物語論に立つと，被爆者が証言するという証言行動も，存在論的な語りが前提となっていると考えられる。つまり，「証言をする＝語る」という行動を導く原動力として，存在論的な語り，すなわち「自己を形成する語り＝証言内容」は位置づけられる。この自己を形成する語りは精神分析の観点から見るならば，新たな自己を形成したという心的過程の証左であり，古典的な歴史学から見れば，社会的・歴史的な知識の一つの表現形式ともみなせる。このように考えると被爆者証言とは，原爆投下に関する社会的・歴史的出来事の詳細について，記憶を再構築・物語化し新たなる自己を形成するという心的過程を通して，自身のアイデンティティ・存在意義に関わる語りとして被爆者が語るものとまとめられよう。

22　鈴木（2016）は認知科学の分野から出来事の記憶，すなわちエピソード記憶を説明しているが，エピソード記憶と自己同一性の深い関連を次のように説明している。「私たちは過去の自分の体験の所有者であること，つまりその記憶を持っていることで，自分が自分としてあることを，ある時は意識的に，ある時は無意識的に確認している」（p. 127）と説明している。

23　本稿では基本的に narrative を物語ではなく語りと訳出した。物語は文学作品としてのフィクションを連想させるからである。例外は narrative identity approach でこれは物語としての自己アプローチと説明し自己物語論と訳出した。自己物語論という名称がすでに定着しているからである。なお narrativity は物語性と訳出するかナラティビティとカタカナ表記した。Somers & Gibson（1994）は他に Conceptual narrativity（分析概念のナラティブ性），Metanarrativity（メタナラティビティ）を区別している。前者は社会学の研究者が社会現象を説明するために用いる概念を，後者は我々みなが埋め込まれているところの歴史（進歩，停滞，産業化，啓蒙など）を指す。直野（2015）の指摘する社会的言説，奥田（2010）の大きな物語，安藤（2011）の公的な物語と Somers & Gibson（1994）の公的な語りとメタナラティビティの関係の検討は今後の課題としたい。

3. 語りと翻訳

本節では2. 3. 2. で提案したように，被爆者証言を語りの一種と考え，語り一般に共通する特徴と思われる「共感」[24]について検討する。その際，被爆者証言のどのような特徴が共感に結び付き，また，翻訳活動という行為がその際にどのような役割を担うかも合わせて探る。

3. 1. 共感（empathy/Einfühlung）[25]

Yablonka（2012）によると，300ページにもわたるアイヒマン裁判の判決が忘れられる一方で，ホロコーストを生き延びた人々の語りはイスラエルの人々の共同体の記憶の中に深く残ったという（p. 177）。では，歴史の証人の証言はなぜ，人々の記憶の中に深く浸透するのだろう。そのヒントは次の歴史家のUhl（2012）の指摘にある。

> 「本物」の証言の第一義的な意味は，ホロコーストでの体験を垣間見れるという内容的なレベルのものではない。記憶の語りはそれ以上に，直接的で，社会的な規範に縛られずに過去の事実に触れられることを約束してくれ，聴き手に共感（Einfühlung）と同一化（Identifikation）を可能にする。そしてそれは「素っ気ない」史料編纂上の提示とは対極をなす。（p. 226，筆者訳）

2. 3. 2. で指摘したように，被爆者証言も，ホロコーストの生き証人の証言のように，歴史的事実を認証するための証言という「内容的なレベルのもの」だけでは捉えられない。では，「聴き手に共感と同一化を可能にする」という点はどうだろうか。被爆者証言にもそのような特徴がみられるのだろうか。具体的な考察に移る前に，ここではまず，本稿では共感をどう考えるのかを示しておく。

心理学者のPinker（2011）は共感（empathy）が，1900年代に入ってからの概念であり，ドイツ語のEinfühlen（feeling into），つまり，中に入って感じることに由来すると紹介している。そして，共感を投影（projection），視点取得（perspective-taking），同情・思いやり（sympathy）などの概念を用いて解説している。本来，共感という概念は自分自身を他の人，動物，物などの位置に置き換え，その置き換えられた状況にある感覚を想像する能力，すなわち投影という意味で使われていたそうである。この能力は，他の人の立ち位置から見える世界というものを可視化する視点取得という能力と緊密に関係する。一方，共感という概念の持つ意味の中で，その価値がもっとも評価されているのは，同情，あるいは思いやりのある気遣い（sympathetic concern）とでもよべる独特の反応であるという。思いやりとは他者の喜びや痛みに直面して，他者の幸福（well-being）と自己のを調整することとされる（Pinker, 2011, p. 853）。同様の立場に立つKeen（2006）は共感（empathy）と同情（sympathy）の違いを次のように説明している。

Empathy:	Sympathy:
I feel what you feel.	I feel a supportive emotion about your feelings.
I feel your pain.	*I feel pity for your pain.*

（Keen, 2006, p. 209）

共感とは他者の感情を共有する，他人と同じ気持を持つこととと考えられ，他方，同情は他人の気持ちに対する感情と定義される。そして，人の痛みを感じるのは共感で，人の痛みを気の毒に思うのは同情という例をあげている。最終的にPinker（2011）は，共感を，自分を他人に投影することによって，他人の視点を取得することと仮定すると，共感はその

24　文学分析における共感（Narrative Empathy）に関してKeen（2013）はノンフィクションの語りのジャンルでも見られることがあるが，これまでの研究は主にフィクションの語りのジャンル，特に小説と映画を対象としており，より関心は下がるが演劇もその対象となっているとしている。

25　本稿では訳語の混乱を防ぐために，Uhl（2012）がドイツ語で言うEinfühlung，Pinker（2011）が英語で言うempathyを共感と訳出することにする。

人に対する思いやりが湧いてくるという心的状態を誘発するという仮説,「視点･同情仮説（perspective-sympathy-hypothesis）」（p. 865）を提示している。

ホロコーストの証言が「共感（Einfühlung）と同一化（Identifikation[26]）」を可能にするという Uhl（2012）の指摘は,「他人の気持ちになることと他人と同一の視点を得ること」と解釈し直し，考察をしていく。さて，Pinker（2011）の視点・同情仮説が妥当なのであれば，視点取得と同情の発起は因果関係，つまり原因と結果の関係にあると想定される。ということは，原因，つまり，視点取得を可能にする要素が特定できれば，結果であるところの同情の発起は期待できるというわけだ。これを手掛かりとして，次節では Uhl（2012）のいう「共感と同一化」が被爆者証言にも認められるのかどうかを検証する。

3. 2. 視点取得を可能にする要素

では，視点取得を可能にする要素は被爆者証言に見られるのだろうか。ここでは具体例をあげつつ被爆者証言を考察していく。

まずは証言の語り手が物理的に占める立ち位置について考察する。原爆投下直後に発生したキノコ雲は，後に原爆のシンボルとなるほど強烈な印象を残した。その姿はキノコ雲の頭部のまるみを帯びた部分がきれいに収まった縦長の積乱雲として，原爆を投下したB29に同伴したアメリカ軍によって写真に残されている。それらの写真にはキノコ雲の下に存在したはずの広島，あるいは長崎は写っていない。また，高度の上空での撮影だったので，撮影者が撮影時にキノコ雲に対してどの位置にいたのか，写真の映像だけからでは判断できない。では，被爆者証言ではキノコ雲はどう描かれているのだろうか。

> そのうち，空が暗くなって，キノコ雲で太陽が覆われていたので，夕方みたいになるんですね。それが，投下後1時間ぐらいでしょうか，分かりません。真っ暗になってポツポツと雨が降ってくる。黒い雨ですね。
>
> （山田一美，14分25秒～44秒）

証言者である山田一美氏は原爆投下時，爆心地から2.3キロの距離にいた。山田氏の頭上でキノコ雲がどんどん膨脹して，太陽光線を遮り，爆心地から周辺部へ闇の部分がだんだん広がっていく様子が伺われる。キノコ雲の下から見ていたために，キノコ雲なる積乱雲の高さに関する言葉はなく，あくまでも頭上に平面的に広がっていく闇と認識していたことが分かる。

> ピカッと光った後，何事だろうと思い恐る恐る表へ飛び出したところ，キノコ雲がむくむくと上がってる状況を見たのです。異様としか言いあらわせないです。茶褐色なのか黒なのかよく覚えていません。異様な色の煙がむくむく上がっていました。しばらく何だろうと話していました。すぐ目の前が似島で，岬の先にある弾薬庫が爆発したのではないかと噂が飛び交いました。しかしキノコ雲が上がるにしたがい，広島の方から火の手が上がっていました。これはちがう，広島が何者かにやられたと思いました。その直後，広島に救援に行く命令が出ました。
>
> （寺沢茂，4分7秒～5分23秒）

証言者である寺沢茂氏は原爆投下時，広島市内にはおらず，広島市に面する江田島で水上特攻隊員訓練の準備をしていたのだが，その後広島へ救助に向かい入市被爆する。寺沢氏が描くキノコ雲は「むくむくと上がっている」雲で，積乱雲としてのキノコ雲の特徴をよくとらえている。しかしながら，寺田氏はアメリカ軍のように上空からキノコ雲をとらえていたわけではない。地上から見てキノコ雲をとらえていたため，広島の市街地に火災が発生したことを確認している。山田氏の証言からも寺沢氏の証言からも，証人がキノコ雲を頭上に見ていたか，対岸に見ていたか，つまりどの立ち位置から見ていたか

26　文学分析における Empathy と Identification の密接な関係に関する考察は McGlothlin（2016）が詳しい。

という観察点が明確に読み取れる。したがって証言を聴いたり読んだりする側も，その明確に示された立ち位置から展開される語りが描き出す情景を，想像しやすい。

つぎに，原子力爆弾の爆発に伴う被害についての記述を公的文書と比較し，被爆者証言は具体例が多く理解しやすいことを示す。朝長ら（2014）によると，広島の原爆は高度約 9,600 メートルで投下され，43 秒後，高度 600 メートルで起爆したとされる。即時に核分裂を起こし，高温高気圧になった核爆弾は気化し火球を作る。火球は急激に誇張し，起爆後 0.3 秒で，その先端で衝撃波が発生する（朝長，ほか，2014，pp. 16, 19）。高温の衝撃波は爆心地から周辺へと高速で移動し，衝撃波の進行方向側では高圧の圧力が加わる。では，この爆風に関して被爆者はどのように証言しているであろうか。

> 窓全体に青白いせん光を目にしたわけです。パパパーッと何百何千のマグネシウムを一度にたいたようなせん光で，その瞬間体が浮き空気の中を漂っている感覚は今でもあります。そこで私の意識がなくなったんだと思います。爆風なんて感じませんでした。爆風ですべてがこわれて私の体が宙を浮いたんだと思いますが，その記憶はありません。ごう音があったらしいですが，遠くにいた人たちが聞いたことで，真ん中にいた私たちは何も聞いてません。
>
> （サーロー節子，4 分 24 秒 ～5 分 29 秒）

サーロー節子氏は広島の爆心地から 1.8 キロメートルで被爆した。サーロー氏の証言からは衝撃波が「せん光を目にした･･･その瞬間」という超高速で，「意識がなくなっ」て「感じ」られないというぐらい，想像を絶する破壊力をもってサーロー氏を襲った様子が伺われる。朝長ら（2014）によると，爆心地から 2.0 キロメートルでは衝撃波は 4.6 秒後，一秒間に風速 53.5 メートルの速さで到達したと想定されている。また，気象庁（2018）の分類では「暴風」が風速 20m/s 以上,「猛烈な風」が風速 30m/s 以上，または最大瞬間風速が 50m/s 以上の風とされている。このような数字だけからは，体験後 70 年近くたってもいまだに色あせない「その瞬間体が浮き空気の中を漂っている」感覚は想像できない。

さらにサーロー氏は衝撃波が通過した後の様子も証言している。アメリカ国防総省とエネルギー開発研究庁の調査報告書である Glasstone & Dolan（1977）によると，衝撃波が通り過ぎてから，火球内部はまた圧力が下がるが，場所によっては，元の空圧より低い部分が出現し，部分的な真空状態が発生したという。その状態では空気は，爆心から押し出されるのではなく，反対に吸い込まれていった（p. 82）。この状態はサーロー氏の証言によると，以下のように記述される。

> 数多くの人たちの眼球が出ており，それを自分の手の平に入れたり押さえたりしていました。　（サーロー節子，10 分 43 秒～ 54 秒）

この現象は衝撃波が通過後に出現したとされる陰圧状態，つまり空気が爆心地に向かって吸い込まれていくことに起因するものと考えられる。一時的にであれ空圧が被爆者の体内の圧力より低くなってしまったため，眼球が出てきてしまったものと思われる。同じような様子は長崎で，爆心地から 2.3 キロの距離で直接被爆した山田一美氏の証言でも言及されている。

> よく見ると，目の玉が飛び出しているんです。見えないから二人で肩組んで逃げていくんです。　（山田一美，16 分 8 秒～ 22 秒）

Glasstone & Dolan（1977）では「場所によっては，元の空圧より低い部分が出現し，部分的な真空状態が発生した」（p. 82, 筆者訳）という物理的な特徴しか記述がなく，その物理的な現象が意味するところは把握しにくいが，サーロー氏や山田氏が描く眼球が飛び出るという現象は極めて具体的で，かつ鮮明に描かれており，状況を目の前に描きやすい。

以上見てきたように，被爆者証言は歴史の証人による歴史的事実の認証という性格も持つため，いつ，どこで，何を，どの観察地点から見たのかという情

報が努めて正確に記されており，往々にして詳細にわたる。したがって証言の受け取り側も，土地勘のある人であればなおさら，その詳細情報に基づいて描き出される情景を想像しやすい。また，公文書との比較により明らかになるように，原子爆弾のもつ破壊力は，人類未経験の力で，その詳細にわたる物理的な説明だけでは，把握しきれない。しかし，人間には全容のつかみようのない破壊力でも，被爆者の方々の五感を通して鮮明に描かれた具体例に触れるとき，証言の受け取り手は，表現不可能な出来事の不可能性に思いを馳せる出発点となる土台を得，理解への第一歩を踏み出せるのである。

この立ち位置の明確さと鮮明に描かれた具体例という要素は，いずれも，証言の受け取り手が証言者の視点を獲得し，証言者の立場に立って，語られる経験を追体験することを可能にする。つまり，視点取得の誘因要素になると思われる。加えて，被爆者証言の特徴である1人称による語り，つまり「私が語る」物語は，3人称による物語より主人公への感情移入を促すといわれている[27]。このように，被爆者証言は語り手の観察地点が明確で，具体例の多い一人称による語りという特徴を持っているため，被爆者の視点は獲得しやすくなっていると思われる。3. 1. で示したようにPinker（2011）は共感を，自分を他人に投影することによって，他人の視点を取得することと仮定しているが，その意味で被爆者証言は共感を呼び起こす要素を十分に兼ね備えていると考えられる。Pinker（2011）は「もっとも強力で外因性の同情の引き金」（p. 868，筆者訳）として，小説，体験記，自伝，ルポルタージュを読むことをあげているが，ノンフィクションである被爆証言にも同じような引き金効果が期待されるということになる。

27　Keen（2006）は小説などのフィクションと共感の関係を考察しているが，1人称による語りというスタイルと，登場人物の意識や感情などの内面の状態を表現するというようなテクニックを使うと，「読者は登場人物と同一化し，共感を体験し，関心を他者に向け，他者への態度を変え，利他主義を抱くことが可能になる」（p. 213，筆者訳）という見方を紹介している。

3. 3. 翻訳過程での視点取得

ここでは，実際の翻訳授業実践を振り返り，翻訳をするというプロセスの，どのような点が翻訳対象である証言の証言者の視点を得ることに関わるかを考察する。

ボン大学のヒロシマ・ナガサキ・プロジェクトのプロジェクト生は被爆者の方々の思いを少しでも正確に訳したいという気持ちで翻訳をしている。そのため翻訳作業では一文一文を徹底的に理解する必要があるが，原爆投下という前代未聞の事件の証言は，しばしば想像を絶する描写を生み出し，理解をするのが難しい。

> 数多くの人たちの眼球が出ており，それを自分の手の平に入れたり押さえたりしていました。　（サーロー節子，10分43秒～54秒）

これは3. 2. で述べた，衝撃波が通過後に出現したとされる陰圧状態のもたらした具体例なのだが，そこにはフィクションの世界でなければ考えられないような「（自分の眼球を）手の平に入れ」るという動作に続いて「押さえ」るという動作があげられている。普通の日常生活では遭遇しない状況の記述のため，用いられている言葉「押さえる」という動詞の意味は理解できても，実際にどういう動作だったか，想像がつかないのである。ここでの「押さえる」という動作には実は二通りの解釈が考えられる。一つは，既に自分の手の平にある眼球が転がり落ちてしまわないように，もう一方の手で押さえるという動作である。もう一つは，実際には眼球が眼窩（がんか）から飛び出でしまったというわけではないが，完全に飛び出してしまわないように，目を抑えるという動作である。どちらも学生の翻訳案から出てきた解釈で，それぞれの案を検討してどちらかの解釈を採用しなければならないのだが，このような問題に遭遇する時，我々は，想像力を駆使して状況理解に努める。

本当に眼球が眼窩から分離してしまうということは，可能なのだろうか。分離してしまった眼球を手

で持って逃げ回ったところで，また眼球を眼窩にはめ戻すなどということは医学的に可能だったのだろうか。眼球が飛び出てしまい視力を失った人が，どうやって自分の眼球を見失わずに持って歩くことができたのだろうか。両目とも眼球が出てしまったのだろうか。片目だけの人もいたのだろうか。疑問が山のように湧いてくる。

授業という枠組みで行うプロジェクトなので，一緒に翻訳をするクラスメートと原文の解釈や翻訳案を出し合い，議論を重ねる。有り難いことに，ボン大学が依頼を受けている翻訳はビデオ証言の字幕なので，困った時にはいつもビデオの映像を参照することができる。ここではサーロー氏のジェスチャーがヒントで，2つ目の解釈が正解であることが分かり，事なきを得た。この例が示すように，たった一つの動詞「押さえる」という言葉を理解するために，プロジェクト生は，「押さえる」動作をした当人や「押さえる」動作をしている人々を見ている証言者になったつもりで，「押さえる」の意味を探る。このような深い読み方をしなければならないのが翻訳過程の持つ特徴の一つである。

もう一つ例をあげる。今度は記述された状況が理解できないのではなく，証言者の人生の細部に関することで，証言では必ずしも明言されていないために理解が難しかった例である。

> 1954年にアメリカに行き，1955年にそこを出て結婚しました。出会った時，主人は日本の学校で教えており，もう1年間の契約を終えてカナダで結婚することになっていました。当時，カナダの国はカナダ市民の近親でなければ，中国人と日本人を入国させないという移民法がありました。人種的な問題です。主人が帰ってカナダで結婚しようにもできない，バージニアでもできないので，ワシントンDC，首都で結婚しました。そしてカナダに入国できました。
>
> （サーロー節子，26分13秒～27分10秒）

この証言の後，サーロー氏はカナダの大学院に進学し，カナダ人の原爆への「無関心，無興味，無知」に憤りを感じ，教育委員会に働きかけ，原爆教育に関しての新カリキュラムを作る発起人となり，後の核兵器廃絶運動のリーダーとしての頭角を現していくのだが，このような語りの流れの中では，確かにご主人との出会い自体の詳細は，重要視されていない。たとえば，歴史小説などを読んでいるのであれば，本筋とかかわりがないとみなされ，深く考えなくても構わないような些細なことであろう。しかし，翻訳をする際には，いくら詳細なことであっても正確に訳をしなければならない。そして，この例の場合の正確さは詳細な事実関係の把握と結び付いている。

頭を悩ませたのは，サーロー氏のアメリカ滞在期間である1954年から1955年という1年間の期間と，後にご主人となった方の日本の学校との1年間の契約の期間の時間関係である。上記の証言部分からの論理的帰結として導けるのは，1955年にサーロー氏がアメリカを出る前に，つまりカナダに入国する前に結婚をしていたということだけである。サーロー氏自身の証言では「1955年にそこを出て結婚しました。」（26分17秒～26分26秒）とあるにもかかわらず，実際は結婚をしてからアメリカを出たのでなければ筋が合わない。ご主人との出会いが日本でだったのか，アメリカでだったのかは読み取れない。出会った時にご主人は日本の学校に勤務していたとあるので，たぶん出会いは日本でだったのであろう。しかし，そうなると「もう1年間の契約を終えてカナダで結婚することになっていました。」（26分27秒～26分40秒）の「もう」はどう解釈すべきなのか。サーロー氏が出会う前にご主人はもうすでに日本の学校で教壇にたっていて「さらにあと1年」契約が残っていたのか。つまりご主人の日本での残り1年間とサーロー氏の1年間のアメリカ留学は同じ時期であったのか。それとも，契約自体が1年間でその1年間の契約を「もう終えて」いて，それで結婚すると約束をしていたのにもかかわらず，サーロー氏はアメリカに1年間留学したのだろうか。このよう

な，いろいろな可能性を考え，話し合うとき，プロジェクト生はサーロー氏の人生のこの部分を何回もシュミレーションし，考える。

このように，被爆者証言を翻訳する過程において，翻訳者は想像力を駆使し，証言者の証言を深く理解しようとするし，証言者の人生のシュミレーションを行い，詳細な事実関係を把握しようとする。まさに，証言者になったつもりで，つまり，証言者の視点を獲得した上で，自分たちの言語において語りを次なる言語で紡ごうとするのである。

このような視点獲得は，証言者の世界が実は自分の世界に結びついているという「気づき」に発展する可能性を秘めている。日独翻訳を担当するドイツ人学生とドイツ語・アラビア語翻訳を担当する学生との合同授業の時に起こった学生同士の会話を紹介したい。質問をしたドイツ人学生は小谷孝子氏の証言翻訳に取り組んでいるところだった。

> 家にはポンプの井戸があり水が出ました。母は台所から塩のつぼを見つけてきて，塩水にしてみんなに飲ませました。近所の人にも，道に倒れている人にも，たくさんの人にその水をあげました。「水を飲ましてはいけない」というお触れがあったそうなんですけどね。でも母は，そうやってみんなに道に倒れている人にも水をたくさん飲ませました。私も一緒に飲ませてあげました。体が熱いのと水が飲みたいので，川に飛び込み，たくさん人が亡くなって浮かんでいました。
>
> （小谷孝子，7分59秒～8分41秒）

小谷氏は6歳の時，爆心地からおよそ2.5㎞で被爆したが，水を飲ませてはいけないという「お触れ」に言及している。「お触れ」を信じて水を求めている人に水をあげなかったことや，水をあげたくてもあげられなかったことを悔いる回想は非常に多くの被爆者証言に出てくる。そのぐらい心を揺さぶられる光景だったのであろう。しかし，どういう理由で水を飲ませてはいけかなかったのかは小谷氏の証言からは必ずしも明らかではない[28]。

「どうして水を与えてはいけないのかって？それは水が汚染している可能性があるからだよ。」このように即答したのはエジプト出身の学生だった。あたかも日常生活の常識であるかのように，質問した日本語専攻のドイツ人の学生に答えるその学生に，エルトリア出身の学生とレバノン出身の学生が頷いていた。アラビア語の世界にはまだまだ日常的に内戦，空爆，食糧不足，貧困が存在する。このこの小さな質疑応答はその現実を思い出させてくれる。水を欲しがる負傷者が，道で行き倒れになる犠牲者が，空爆で親を亡くした子供たちが，この世界のどこかに今，この瞬間にも存在するのである。この気づきを経てはじめて，学生は自分の世界にも獲得されるべき視点が，傾聴されるべき語りが存在し，聴き手を待っていることを悟る。

4. 語りのもつ可能性

被爆者証言は共感を呼び起こす力を持つ。被爆者証言は，その受け取り手が，被爆者の立場になって，被爆体験を追体験できるような要素を多分に含んでいる。そんな被爆者証言を翻訳する時，翻訳者は，被爆者を異なる言語で代弁する者として，普通の読者が視点を獲得する以上の濃密さをもって証言者の視点に近づこうとする。

ボン大学ヒロシマ・ナガサキ・プロジェクトの卒業生は「被爆者の方の証言を通して原爆を身近な問題として感じることができた。」，「今までの原爆についての知識は書かれたものに基づくものだったが，実際に被爆者の方の顔を見て話を聴くのはぜんぜん異なる経験だった。以前はそうではなかったが，被爆者証言の翻訳を通してこのテーマを身近に感じることができるようになった。」などの感想を寄せてい

28　救援隊の一員として広島に向かった寺沢氏には「部隊を出る時から，大火傷した人が水を欲しがっても，水を飲ませると死んでしまうので，水をやるなと言われていました。」（9分4秒～9分22秒）という証言がある。

る。身近に感じるというのは，時間的にも空間的にも離れているはずの出来事なのに，その距離が縮まり，自分の問題として引き付けて考えることができるようになったということなのであろう。

3. 1. で見た Pinker（2011）の視点・同情仮説，すなわち，自分を他人に投影することによって，他人の視点を取得すると，その人に対する思いやりが湧いてくるという心的状態が誘発されるという仮説が妥当であるならば，Patzschke & Tamura-Foerster（2017）で紹介したヒロシマ・ナガサキ・プロジェクトの卒業生による自主的な社会貢献を目的とした翻訳活動は，その例証となるかもしれない[29]。

Pinker（2011）は，膨大なデータを用いて，戦争や差別やドメスティックバイオレンスなどの物理的，制度的，社会的な暴力が長い人類の歴史においては減少してきていることを証明するものであるが，実は共感が共感である間は，さらに暴力を減らすことはできないという。「もはや共感を必要としないですむような政策や規範が習慣とならなければならない」（p. 877，筆者訳）のである[30]。

2017 年 7 月 7 日 122 の国と地域の賛成多数により核兵器禁止条約が採択された。本稿でも何度か証言を引用したサーロー節子氏は国連の交渉の会場でも演説を行った。多くの国の代表が，その演説によって心を動かされたという。また，ある国の代表は「サーローさんは特別な役割を果たしてきた」と条約交渉の中で発言したそうだ[31]。サーロー氏の持つ語りの力がその威力を最大限に効果的に発揮し，政策決定に影響を与えた瞬間だったのであろう。それ以前の数多くの被爆者の方々の語りが，サーロー氏の演説という形を通して，ようやく聴く耳を得ることができたという象徴的な出来事と言えるのかもしれない。

一方，1997 年に化学兵器禁止条約によって禁止されたはずの化学兵器の使用は，昨今のシリア内戦においてその使用が確実視されている。「共感を必要としないですむような政策や規範」であるはずの化学兵器禁止条約の精神がまだ習慣化していない現状が悲しまれる。いったい何人の犠牲者が，思い出したくない体験を，自分の歴史の中に取り込み，聴き手を探し当て，自分のアイデンティティを懸けて，時には身を危険にさらしてまで，語らなければならないのだろうか。そして，何十人，何百人の語りを発信すれば，政策決定者にも共感が伝わるのだろうか。

広島の被爆者証言を聴いて，イラクの学生が 70 年以上も前の被爆の惨状を身近に感じることが最終目的なのではない。視点取得を経て自分の世界と証言の世界の関連に気づいた者は，証言の意味を自分のものとするようになる。彼は「自分が子供の時にも母親が食料を探すのにとても苦労していた」という思い出を，つまり，受け取った語りが自分に意味することを，今度は自らの語りとして語り出さずにはいられなかったのである。

これは一つの語りがもう一つの語りを生み出す瞬間だったのではないか。受け取られた語りが，受け取った者のアイデンティティに関わる語りとして，再生した瞬間と見なせるのではないか。語りに傾聴し，語りを深く理解し（翻訳し），受けとめた語りを今度は自分の語りとして語り継ぐ。このサイクルを促していかなければならない。このサイクルを促すことで，いつか共感を超えた習慣が実現すると考えるからである。

29　厳密に言うと，ある人の視点を獲得して共感した結果，その人に思いやりを示すということから，思いやりの対象をその特定の人だけでなく，その人と同じ属性を持つ人たちにまで広げることは区別されなければならないと Pinker（2011）は述べている。

30　Pinker（2011）は暴力の削減のために必要な要素として共感の他にも「自制心，モラルの高さ，理性」（p. 17，筆者訳）をあげている。平和学の父とよばれる Galtung（1998）は非暴力（Gewaltfreiheit），想像力（Kreativität），共感（Empathie）を紛争解決などの平和活動のための政策指針としてあげている。

31　NHK（2017）「番組スタッフから」の欄より引用。

文献

朝長万左男，鎌田七男，葉佐井博巳，林春男，伴金美（2014）.『核兵器使用の多方面における影響に関する調査研究』外務省委託. http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page23_000872.html （2018 年 5 月 26 日）

安藤裕子（2011）.『反核都市の論理 —— 『ヒロシマ』という記憶の戦争』三重大学出版会.

NHK（2017）. 明日世界が終わるとしても『「核なき世界へ　ことばを探す　サーロー節子」—— もっと NHK ドキュメンタリー』https://www.nhk.or.jp/docudocu/program/4231/2396598/

奥田博子（2010）.『原爆の記憶 —— ヒロシマ / ナガサキの思想』慶應義塾大学出版.

気象庁（2018）. 予報用語 —— 風. http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/kaze.html

杉村靖彦（2003）. 証言から歴史へ —— 対話の臨界に立って『人文知の新たな総合に向けて 第二回報告書 III〔哲学篇 2〕』（pp. 181-202）京都大学大学院文学研究科 21 世紀 COE プログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」. http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/report/report2-3.html

鈴木宏昭（2016）.『教養としての認知科学』東京大学出版会.

直野章子（2015）.『原爆体験と戦後日本 —— 記憶の形成と継承』岩波書店.

野口裕二，鈴木智之，伊藤智樹，中村英代，西村ユミ（2015）.「ナラティブの臨床社会学」座談会. 野口裕二（編）『N：ナラティブとケア —— ナラティブの臨床社会学　第 6 号』（pp. 5-18）遠見書房.

古川直子（2013）. 精神分析における自己の物語論的構成 —— 「翻訳の残余」としての無意識『ソシオロジ』58(1), 53-69. doi:10.14959/soshioroji.58.1_53

Arendt, H. (1986). *Eichmann in Jerusalem: Ein Bericht von der Banalität des Bösen*. Erweiterete Taschenbuchausgabe. Piper Verlag.

Caruth, C. (1995). Trauma and experience: Introduction. In C. Caruth (Ed.), *Trauma: Explorations in memory* (pp. 3-12). Baltimore.

Elliot, M., Fairweather, I., Olsen, W., & Pampaka, M. (2016). *A dictionary of social research methods*. Oxford University Press

Galtung, J. (1998). *Die andere Globalisierung: Perspektiven fur eine zivilisierte Weltgesellschaft im 21*. Jahrhundert. Agenda Verlag.

Glasstone, S., & Dolan, P. J. (Eds.). (1977). *Effects of nuclear weapons* (3rd ed.). United States Department of Defence and the Energy Research and Development Administration.

Henke-Bockschatz, G. (2014). Oral history im Geschichtsunterricht. Wochenschau Verlag.

International Campaign to Abolish Nuclear Weapons (ICAN). (2018). *Nobel Lecture* (English). NobelPrize.org. https://www.nobelprize.org/prizes/peace/2017/ican/26041-international-campaign-to-abolish-nuclear-weapons-ican-nobel-lecture-2017/

Keen, S. (2006). A theory of narrative empathy. *Narrative, 14,* 207-236.

Keen, S. (2013). Narrative empathy. In P. Hühn, et al. (Eds.). *The living handbook of narratology*. http://www.lhn.uni-hamburg.de/article/narrative-empathy

Kitagawa, Y. (1996). Epilogue. Nagasaki Prefectural Girls High School 42nd Alumnae (Ed.), Footprints of Nagasaki: Excerpt From "Anohi Anotoki". pp.80-83. Seibonokishi-sha

Laudon, M. (2015, January). Grundsätze des Zeugenbeweises. *Strafakte.de*. https://www.strafakte.de/strafprozessrecht/grundsaetze-zeugenbeweis/#footnote_3_23199

Lottes, G. (2005). Erinnerungskulturen zwischen,

Psychologie und Kulturwissenschaft. In G. Oesterle (Ed.), *Erinnerung, Gedächtnis, Wissen: Studien zur kulturwissenschaftlichen Gedächtnisforschung* (pp. 163-184). Vandenhoeck & Ruprecht.

McGlothlin, E. (2016). Empathetic identification and the mind of the Holocaust perpetrator in fiction: A proposed taxonomy of response. Narrative, 24, 251-276.

Patzschke, H., & Tamura-Foerster, N. (2017). Social contribution and experiencing self-fulfilment in a translation class: Report about a project of translating testimonies of atomic bomb survivors in Hiroshima and Nagasaki. *Japanese Language Education in Europe, 21*, 193-199. https://www.eaje.eu/ja/symposium/31

Pinker, S. (2011). *Gewalt: Eine neue Geschichte der Menschheit [The Better Angels of Our Nature: Why Violence Has Declined]*. Bundeszentrale für politische Bildung. Fischer Verlag.

Sabrow, M. (2012). Der Zeitzeuge als Wanderer zwischen zwei Welten. In M. Sabrow & N. Frei (Eds.), *Die Geburt des Zeitzeugen nach 1945* (pp. 13-32). Wallstein Verlag.

Somers, M. R., & Gibson, G. D. (1994). Reclaiming the epistemological "Other" : Narrative and the social cnstitution of identity. In C. Calhoun (Ed.), *Social theory and the politics of identity* (pp. 37-99). Blackwell.

Uhl, H. (2012). Vom Pathos des Widerstands zur Aura des Authentischen. In M. Sabrow & N. Frei (Eds.), *Die Geburt des Zeitzeugen nach 1945* (pp. 224-246). Wallstein Verlag.

Wielke, B. (2012). Verkehrsunfall: Zeugenaussagen problematisch aber unverzichtbar! In M. Rant (Ed.), *Sachverständige in Österreich: Festschrift 100 Jahre Hauptverband der Gerichtssachverständigen* (pp. 445-462). Wien: Hauptverband der Gerichtssachverständigen.

Yablonka, H. (2012). Die Bedeutung der Zeitzeugenaussagen im Prozess gegen Adolf Eichmann. In M. Sabrow & N. Frei (Eds.), *Die Geburt des Zeitzeugen nach 1945* (pp.176-198). Wallstein Verlag.

Zwigenberg, R. (2014). Hiroshima: *The origins of global memory culture*. Cambridge University Press.

資料

小谷孝子（2012）．ヒロシマの証言 —— 被爆者は語る．国立広島原爆死没者追悼平和祈念館．http://www.global-peace.go.jp/picture/pic_syousai.php?gbID=355&dt=180523190514

サーロー節子（2014）．ヒロシマの証言 —— 被爆者は語る．国立広島原爆死没者追悼平和祈念館．http://www.global-peace.go.jp/picture/pic_syousai.php?gbID=754&dt=180523190346

寺沢茂（2006）．ヒロシマの証言 —— 被爆者は語る．国立広島原爆死没者追悼平和祈念館．http://www.global-peace.go.jp/picture/pic_syousai.php?gbID=497&dt=180523185431

朝長民子（2003）．被爆者は語る —— ヒロシマの証言．国立広島原爆死没者追悼平和祈念館．http://www.global-peace.go.jp/picture/pic_syousai.php?gbID=504&dt=180523190648

山田一美（2014）．ナガサキの証言 —— 被爆を語る．国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館．http://www.global-peace.go.jp/picture/pic_syousai.php?gbID=890&dt=180523190755

http://alce.jp/journal/ vol. 16 (2018) pp. 63-83 ISSN : 2188-9600

Studies of Language and Cultural Education SLCE 言語文化教育研究 発行・編集 言語文化教育研究学会 ALCE Association for Language and Cultural Education

Special issue on the Power of Narrative

Article

Narrative empathy of contemporary witness:

An analysis of testimonies of atomic bomb survivors

TAMURA, Naoko*

University of Bonn, North Rhine-Westphalia, Germany

Abstract

Since 2014 graduate students have translated one testimony of atomic bomb survivors a year in their Japanese-German translation class with extraordinary high enthusiasm. This is presumably caused by the empathy for the survivors resulting from the testimonies. To explore this assumption a superordinate concept called "contemporary witness" is applied to atomic bomb survivors and their testimonies are analysed as narratives showing the following three aspects. From the viewpoint of history studies the testimonies are statements about social and historical events following atomic bombing. Psycologically seen they are the results of individual survivors' struggles to integrate their experiences into their (new) identity after bombing. Sociologically they should be seen as the stories that the survivors, as social actors, use to make sense of their life, which is a precondition for knowing how to act in society. Findings conclude that in accodance with the "narrative empathy theory" in literary studies the testimonies contain features which cause empathy to their readers. It is the process of translation which intensify the empathy for the translators. To further enhance the debate, the auther proceeds to investigate empirical examples where narrative empathy gave a big impact on policy making and contrasts it with a case where it did not. To make voices of people having gone through traumatic experiences heard in the future she calls readers to adopt a narrative cycle: listening to a narrative, understanding it deeply and retelling it as one's own story.

Copyright © 2018 by Association for Language and Cultural Education

Keywords: National Peace Memorial Halls for the Atomic Bomb Victims, translation, oral history, identity formation through storytelling, ontological narratives

* *E-mail:* tamura@uni-bonn.de